

7月12日（月）からの大雨の被害にかかる被災者支援について

（健康福祉局 22.7.20）

1 災害救助法による被災者の支援

（1）適用

次のとおり災害救助法を適用するとともに、両市に救助事務を委任した。

区 分	適用年月日	適用理由
呉 市	7月14日（水）	・多くの被災者が避難生活を余儀なくされ、応急救助が必要であるため。
庄原市	7月16日（金）	

※ 災害救助法の概要

区 分	内 容
救助の種類	① 避難所，応急仮設住宅の設置 ② 食品，飲料水の給与 ③ 被服，寝具等の給与 ④ 医療，助産 ⑤ 被災者の救出 ⑥ 住宅の応急修理 ⑦ 学用品の給与 ⑧ 埋葬 ⑨ 死体の捜索及び処理 ⑩ 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去
費用負担	国1／2，県1／2

（2）市への支援

7月18日（日）に呉市，庄原市に職員を派遣し，現在の被災状況の確認，制度の説明，今後の救助の進め方等について，市職員と打ち合わせを行った。

今後，両市との連携を密にし，災害救助法による適切な支援を行う。

2 被災者支援制度による支援

今後、市町と連携し住民への周知を図り、給付の手続き等を進める。

制度名	概要	備考
災害弔慰金 (国制度)	・生計維持者の死亡 【500万円】 ・その他の者の死亡 【250万円】	県全域
災害障害見舞金 (国制度)	・生計維持者が障害を受けた場合 【250万円】 ・その他の者が障害を受けた場合 【125万円】	県全域
広島県災害見舞金 (県制度)	・全壊 1世帯当たり 【30万円】 ・半壊 1世帯当たり 【10万円】	県全域
災害援護資金 (国制度)	・負傷又は住居が半壊等した場合に資金を貸付 【被災の状況により最大350万円貸付】	県全域 所得制限あり
生活福祉資金(福祉資金) (実施主体：県社会福祉協議会)	・災害を受けたことにより臨時に必要な資金を貸付(低所得世帯)【貸付上限額の目安150万円】 ・住宅の増改築、補修等に必要な資金を貸付(低所得世帯)【貸付上限額の目安250万円】	—
被災者生活再建支援金 (国制度)	・災害により生活基盤に著しい被害を受けたものに対し、生活再建のための支援金を支給 【被災・再建の方法により最大300万円給付】	※ただし、被災規模により非適用の場合あり
被災者生活再建支援金 (県制度)	・上記の国制度が適用されない市町に国制度と同様に支援 【被災・再建の方法により最大300万円給付】	同上

3 その他の支援策

区分	内容
防疫対策	・各市町において、消毒剤の散布又は住民への配布を実施している。
こころのケア ※別紙参照	・県保健所職員を市の保健師に帯同させるため庄原市に派遣する。 ・各保健所(支所)、県立総合精神保健福祉センターにおける、こころのケア相談やカウンセリングを実施する。
生活支援 ※別紙参照	・警察や消防からの情報により地域のニーズを把握し、ボランティアセンターが民生委員、自治会と連携して作業を調整し、地域住民やボランティアとともに、土砂の取り除きや清掃作業に従事している。

こ こ ろ の ケ ア

平成22年7月20日
健康福祉局健康対策課

○ 継続して避難所を設置する市について、地元市の意向等を踏まえ、まず、県・市協同の保健師チームにより、被災者の実態把握（被災者の健康相談＋メンタルチェック）を行う。
※メンタルに特化した支援ではなく、健康全体をチェック・支援する中で、メンタルなサポートを行う形態とする

○ この結果を踏まえ、被災後の長期的な、専門家（精神科医師等）対応も含めた、メンタルヘルス（PTSD, うつ対応等含む）支援対策について検討する。

	庄原市	呉市
避難所の現況 ※19日17時現在	3箇所90人が避難 川北小学校 6世帯 15人 (川北町重行地区) 西城公民館 32世帯 67人 (大戸集落) 高自治振興センター 2世帯 8人 (上記以外の地区)	2箇所 2世帯7人が避難
市町別の対応方針	○ 庄原市が県の早急の人的支援を求めていることから、県保健所・庄原市協同でメンタルヘルス支援を実施。 ○ まずは、県北部保健所と庄原市の協同で、被災者の実態把握を実施。 ○ 上記の結果を踏まえ、今後の支援体制及び県の支援拡大を検討。	○ 呉市の意向も踏まえ、当面は呉市保健所で対応。 ○ 今後呉市からの支援要請があれば、県保健所、総合精神保健福祉センターからの支援を実施。
当面の支援内容	【体制】 ○ 避難所対応 ・西城公民館 保健師2チーム4名 ・川北小、高センター 保健師1チーム2名(2避難所を巡回) } 計5チーム10名 ○ 被災地区巡回 保健師2チーム4名 } ※1チーム保健師2名体制 【スケジュール】 ○ 7月20日(火) 保健師による実態把握を実施(県北部保健所(5名派遣)と市の保健師の協同チームで実施) ○ 7月21日(水)以降 実態把握結果を踏まえ、県市で、医師派遣等も含む、今後の支援体制及び県の支援拡大を検討 (県支援:必要に応じ北部保健所以外も含む全県(他保健所、精神保健福祉センター)機関で対応)	

※ 下線部は、今後の対応方針(検討事項)を示す。

災害時におけるこころのケアの必要性について

健康対策課

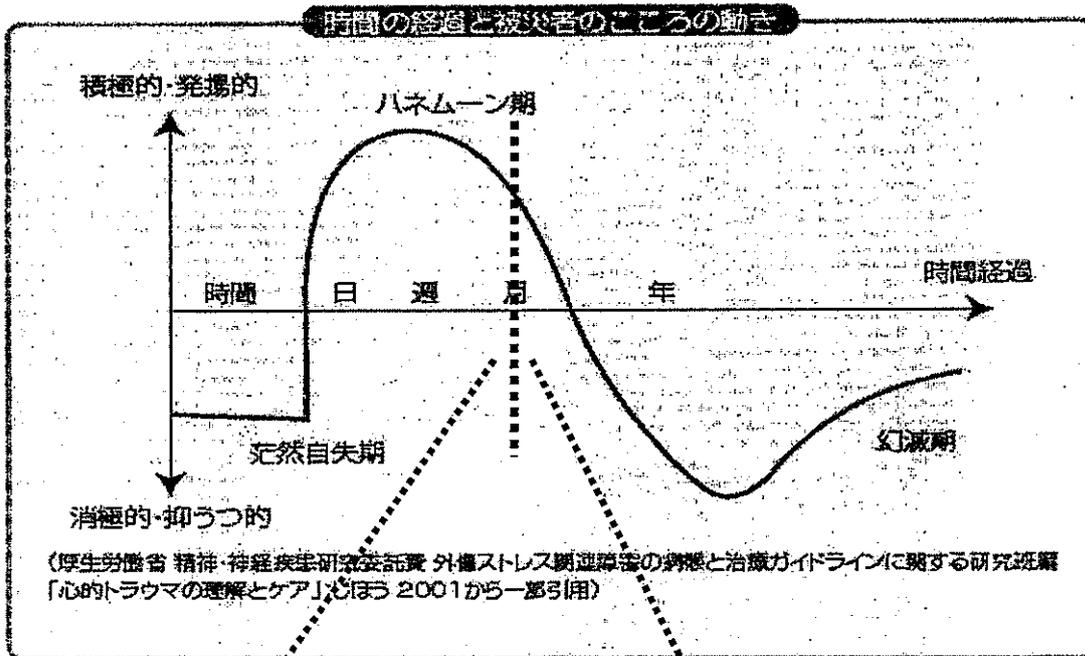
1 災害時のこころの健康

- 災害は、家屋の損壊、身体的負傷、家族の犠牲や生活環境の変化など、様々な要因によって住民に多大な心理的負担を与える。
- また、災害時の恐怖や悲惨な光景を目撃することで、心理的外傷を被るなど、住民の精神的健康が悪化する恐れがある。
- 精神的健康の悪化は、更に社会機能の低下や対人関係の問題など二次的な問題を発生させる。



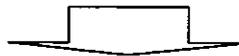
被災者の状況に応じたこころのケアと、必要に応じた専門機関との連携が必要

2 時間の経過と被災者のこころの動き



悲惨な体験直後から避難生活1ヶ月目くらいまでは、ストレスにより、不安感の増大、取り乱し、茫然自失、睡眠障害などの心理反応プロセスが多く見られる。

1ヶ月を過ぎた頃からは、再体験、想起、抑うつ、回避、麻痺、アルコール依存など、治療を要する病態へと変化をすることが懸念される。



早期の段階からの保健指導による被災者の実態把握とこころのケア
「安全」、「安心」、「安眠」、「栄養」の確保による心理的負担の解消

生活支援

H22.7.20

地域福祉課

事 項	対 応 状 況
<p>1 呉市, 庄原市及び世羅町への生活支援</p>	<p>県社会福祉協議会 「被災者生活サポートボランティアセンター」を7月18日設置。被災各地のボランティアセンターと連携を取りながら、職員を庄原市に派遣して支援活動を実施(7/18 7人, 7/19 4人派遣)</p> <p>庄原市社会福祉協議会 「7.16 豪雨災害ボランティアセンター」を7月17日設置 ・赤十字からの救援物資の配布 ・ボランティア活動の調整 ・ボランティアとともに被災地で土砂の撤去, 被災家庭や公道の清掃等の作業に従事(7/19 一般ボランティア15人, 近隣社協25人)</p> <p>世羅町社会福祉協議会 「災害ボランティアセンター」を7月15日設置 ・日赤支部からの救援物資の配布や炊き出しに協力 ・ボランティア活動の調整 ・地域のニーズを把握しながら地域住民・ボランティア(日赤奉仕団等)30~40人とともに被災地で清掃等の活動を実施(土砂撤去必要な家屋4~5軒)</p> <p>呉市社会福祉協議会 ボランティアセンターにおいて, 民生委員や地域住民と協力して被災地支援活動を実施</p>
<p>2 住民要望の集約・対応</p>	<p>原則として, 警察・消防, 市町からの情報に基づき, ボランティアセンターや社会福祉協議会が協力できる範囲で活動 生活支援に係るボランティア依頼は被災地の災害ボランティアセンターで受付・対応</p>
<p>3 今後の対応</p>	<p>今後, 大雨の被害に係る生活相談は, 環境県民局の消費生活課の窓口での対応となるが, 被災者の生活支援に係るボランティアについては, 引き続き健康福祉局(地域福祉課)でボランティアセンターと連携して対応する。</p>

